

**平成29年度 第2回南丹市地域福祉計画推進委員会
議事録**

開催日時	平成29年11月10日（金） 午前9時30分～午前12時00分
開催場所	南丹市役所 日吉支所 4階大ホール
委員長	岡崎祐司委員長
出席者	岡崎祐司委員、中川圭一委員、福田昌之委員、小林敏和委員、下田敏晴委員、中澤義久委員、木戸吉行委員、林克美委員、清水範子委員、谷口和隆委員、坪井秀粹委員、中嶋美好委員、松本千里委員、出野比啓委員、倉内喜久雄委員、秋田裕子委員、栢下修委員、久保元哲志委員、堀江長委員、大町功委員、明田忠弘委員 以上21名
欠席者	玄野昌実委員、船越昭委員、南清委員、大坪洋子委員、志藤修史委員、洞庭修平委員、森山悟志委員、山崎正則委員、森昭夫委員 以上9名
事務局	(南丹市) 榎本福祉事務所長 社会福祉課 船越課長、橋本課長補佐、小玉主事 (南丹市社会福祉協議会) 山内事務局長、榎原次長、栢下地域福祉部長 松尾地域福祉課長、小泉地域福祉コーディネーター (委託事業者) (株) ぎょうせい 花田、井川
傍聴者	2名
内容 (協議事項等)	1. 開会 2. 委員長あいさつ 3. 協議事項 (1) 計画策定の経過について (2) 計画素案について (3) 今後の予定について 4. 閉会

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 内 容
司会	<p>1. 開 会</p> <p>出席者 21 名、欠席者 9 名 南丹市地域福祉計画推進委員会条例第 6 条第 2 項により会議成立</p> <p>吉野隆委員が 9 月にお亡くなりになり、後任委員として南丹市身体障害者福祉会より、船越昭様を選出いただきました。本日は欠席のため報告のみとさせていただきます。</p>
委員長	<p>2. 委員長あいさつ</p> <p>おはようございます。第 2 回の委員会です。今回、第 3 期の計画ということですが、これまで南丹市の地域福祉計画を策定し、その後で南丹市社協の活動計画を策定いただく形で進めてきましたが、今回より車の両輪である二つの計画を一体的に策定するというのでこの間、事務局の市と社協で作業を進めていただいたところですが、事前に委員の皆さんにはお送りさせていただいておりますが、私も計画素案に目を通させていただきました。今日はボリュームのある審議になると思います。説明いただく部分もかなりあると思いますが、今回、素案を議論し、ある程度これを確定していったらさらにパブリックコメントを含め確定というところで進んでいきたいと思っています。本日は審議をよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。ここからは条例第 6 条第 1 項の規定に従いまして、岡崎委員長に議長をお願いしたいと思います。それでは、委員長よろしくお願いします。</p>
委員長	<p>3. 協議事項</p> <p>(1) 計画策定の経過について</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>第 3 期計画のこれまでの策定経過について、事務局より説明をお願いします。素案についてはボリュームがありますので、分けて説明いただきます。</p>
事務局 (南丹市)	<p>(資料確認の後)</p> <p>4 月に開催しました第 1 回の推進委員会の後の計画策定の経過についてご説明させていただきます。</p> <p>第 1 回の会議では、計画策定にあたり市民の皆さんの意見やアイデアをお聞きするために市民ワークショップを開催することを報告しておりましたが、6 月に市民ワークショップを町ごとに 1 回ずつ開催し、合計 156 人の方に参加いただき地域の課題について活発にグループ討議を行っていただきました。</p>

た。

また、ワークショップという場には参加しにくい子育て世代の方のご意見を聞かせていただくために、7月に子育て広場「ぼこぼこクラブ」の方に協力いただき、八木ひろばにいられているお母さん方と座談会形式でお話を聞かせていただきました。

結果につきましては、後ほど素案の中で説明させていただきます。

その後、事務局会議を随時開催し、また作業部会を4回開催する中で協議し、3期計画の素案を作成したところです。

以上が簡単ですが計画策定の経過です。

委員長

ここまでは策定経過の説明ということで、ここからは素案の内容に入らせていただきます。事務局の説明をお願いします。

事務局
(南丹市)

それでは、引き続き素案の内容について説明いたします。

素案の1ページをお開きください。

「1. 計画策定の背景と目的」について、1ページにまとめていますので、中ほどまで読み上げさせていただきます。(読み上げ)

こうした背景や国の動向などを踏まえ、平成30年度から5年間の第3期計画では、市が策定する「地域福祉計画」と社協が策定する「地域福祉活動計画」を、地域課題や地域福祉推進の理念・方向性を共有化して一体的に策定することで、より具体的・効果的な取り組みを行い、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、地域の様々な生活課題の解決に向けた取組を一層進めていきます。

次に、少し飛びますが、「4. 計画の概要 (1) 計画の位置づけ」についてです。本計画は、社会福祉法に基づき策定する計画で、「第2次南丹市総合振興計画」を上位計画として、その基本方針との整合性を図りながら策定していきます(本年度、同時に策定が進められてきましたが、10月末に市長に答申されました。)。また、福祉分野の個別計画とも連携を図って策定しております。

次に、「第2章 南丹市の現状と課題」ですが、5ページから17ページに統計データを、18ページから24ページまで市民アンケート結果から見る地域特性と課題を、25ページから34ページまでワークショップと子育て座談会の結果について掲載しています。

35ページから36ページに各調査結果から見える地域特性と課題のまとめを掲載していますので、こちらを説明させていただきます。

○「統計データ」からは、市全体として、人口減少や核家族化が進み、高齢者人口が増加している状況が見られます。介護サービスや障害福祉サービスなどの利用増加が見込まれる中で、若い世代の方の減少が進んでいますので、今後の担い手の確保やサービス供給体制に課題があります。一方で、65歳以上の就労人口は増加しており、元気な高齢者の地域活動への参加が期待されます。また、ひとり親世帯の割合が増加しており、ひとり親世帯に対する支援も必要と考えられます。

○「アンケート」からは、個々の福祉への関心は多くの方が持っておられますが、よくわからないという方も一定数おられ、よくわからないから福祉に関心がないという方もおられます。福祉に関する情報提供や学習の機会などを設け、福祉意識のボトムアップをしていく必要が感じられます。

また、困っていることでは、「買い物や通院などの外出」に困っておられる方が多く、助けが必要な時に欲しい支援は、災害時の手助けや安否確認の声掛けなど生命にかかわる内容が多くなっています。

また、災害時に約47%の方が近所の人を頼りにすると回答し、災害時の備えとして日頃からの隣近所との挨拶や付き合いが大切と考える人が約38%となっていますが、一方で近所の人との付き合いの程度は減少傾向にあります。

また、多くの方が働きに出られている状況にある中、地域活動への参加については現状維持ですがボランティア活動は低迷傾向にあります。

○ワークショップでは、「地域の課題」をあらかじめ設定し話し合っていたできました。

「見守り」においては、地域内の高齢者、障がい者、子どもなど、様々な世代や様々な状況の方の見守りの必要性について意見やアイデアが出されていましたが、共通して出ていたのは、日頃の付き合い、気軽に声を掛け合う関係の大切さでした。「見守り」とは、そこに住んでおられる一人ひとりの状況を共有するということであり、見守りというネットワークで、薄れている地域の方とのつながりを再構築していくことが大切だという意見がありました。

「居場所・活動拠点」においては、身近で楽しく集まれる場所のアイデアなどが多く挙げられました。また、活動を続けるための人材確保や、参加者を増やすアイデアなどが挙げられていましたが、身近なところでの取り組みが重要となると考えられます。また、アドバイザーの先生からは、居場所というのは開かれた傾聴の場であり、地域の発信基地であり作戦会議の場であるというお話も伺いました。そういう場を身近な地域で多く作っていくことが大切であると考えています。

「地域防災」においては、付き合いのある範囲では、周辺住民のことは知っているが、新興住宅地や広域な地域では把握できていないといった課題が挙げられていました。また、危険個所や避難場所については、ある程度知っているが、実際にその避難場所が安全なのかなどは十分に把握されていない状況もありました。

災害への備えとして、日頃からの関係づくりが大切で、情報の点検や訓練も大切という話もありました。見守り活動や居場所での状況把握も含めて地域防災を考えていく必要があります。

「移動支援」においては、ワークショップ参加者では現在の移動サービスを実際に利用した人が少ないという状況でしたが、利用しようとするとう不便であるという認識でした。バスなどの一般の公共交通の改善案の他、足りない交通手段について地域住民による支え合いについても意見が出されていました。今後、それぞれの地域でのニーズ把握等を通し、検討を進めていく必

要があります。

○「子育て世代との座談会」では、地域で暮らしていく中で、どのようなことに困っているか、どのようなことに不安を感じているかといったことや、どんなきっかけで子育て広場に参加するようになったか、地域の中で助けてもらったら助かることや、反対に自分たちができることはありますかという内容でお話しました。

その中で、若い方は地域のことについても色々と希望や思いを持っているけれども、意見を言い合える場がない、世代間交流がないという意見が多くありました。一方で、つながりを持つことで色んな情報を得られたり、地域の方に子どもも含め、見守ってもらえたりするなど、つながりの大切さも感じておられます。

また、子育てを環境として、子どもの遊び場や子育て中の人が集まれる場所について多くの意見が挙げられており、今後一層の支援が必要と考えられます。

こうした調査やワークショップを通して、地域の中でのつながりが重要なものとして認識され求められている一方で、関係の希薄化が進んでいる現状があり、第3期計画では、地域のつながりの強化・再構築への取り組みと、地域の中で課題解決していくための仕組みづくり、そして地域の活動をバックアップできる体制づくりが必要であると考え、計画素案づくりを進めていきました。

第2章までの説明で一旦、区切らせていただきます。

委員長

市民アンケートとワークショップのところから引き出せるものが何かということで、P35. 36には全体のまとめを掲載いただいています。それまでのところで言い回しや文言も含めてご意見や分かりにくいところなど、ご質問がございましたらお願いします。

委員長

表現で気になるところがあります。説明の中にもありましたがP35下から4行目「ボランティア活動は低迷傾向・・・」とありますが、“低迷”という表現はどういう意味合いで描かれているのでしょうか。

事務局

参加者の減少についてこのように表現しています。

委員長

それを“低迷”という表現をしていいのか。“低迷”とは、迷うとか戸惑うとかの意味があります。素案を作成している市や社協としてもっとという思いがあり期待値としてもっと参加して欲しいということはわかりますが、“低迷”という表現はいいのでしょうか。私の理解では、他の都市と比べて参加者がそんなに少ないという印象はありません。

事務局

“低迷”という言葉については確かに使わない方がよいと思います。時間をいただき文言修正をさせていただきたいと思います。

委員A

P36「地域防災」の1.2行目で「付き合いのある範囲では、周辺住民の家族構成等は理解しており、いざという時に助けが必要な人を地域で把握できています」という風に断定されていますが、本当でしょうか。

先だって台風21号がありました。その時、民生児童委員に地域のひとり暮らし高齢者や避難が困難な方について把握をという市からの指示で民生委員全体に流して把握を求めました。非常に困難でした。要援護者支援台帳についても、私は問題があると思います。「助けが必要な方を地域で把握しています」という断定は現状では難しいのではないかと考えているのですがいかがでしょうか。

事務局

ここではワークショップの中で出た「近くの人ことはわかるけれども遠くの人ことはわからない」という意見を取り上げておりますが、実際に台風21号で経験された民生委員さんの意見も踏まえて断定的な表現は変更します。

委員長

他にないですか。また後で、全体のところでご発言いただいても結構です。それでは、続きのところにつきまして事務局から説明をお願いします。

事務局

42ページをお開きください。ここからが、第3期計画の具体的な内容になります。

「第3章 計画の基本理念と基本目標」の基本理念について、第2期計画では基本理念を『みんなでつくる、誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち』として、地域福祉を支える人づくりや組織づくり、見守り体制の充実等に取り組んできました。しかしこの間も少子高齢化や人口減少がますます進み社会状況はさらに厳しくなっており、新たな地域課題も出てきている状況であり、新たな「地域のつながり」がますます求められています。3期計画では2期計画をさらに進めていくこととし、基本理念は2期計画と同じ『みんなでつくる、誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち』とします。

次に、43ページをお開きください。「基本目標」は、2期計画で推し進めてきた「地域福祉を推進する人づくり」や「ふれあい、支え合いの絆づくり」を基盤として、次の2つを基本目標に設定しました。

基本目標1として、「住民が主体的に取り組む地域づくり」とします。地域福祉の推進には、まちや地域のことを住民自らが知り、住民で決め、住民が活動していく「住民が主体的に取り組む地域づくり」が必要です。住民同士の日常的な付き合いなどの身近なところから、さらに助け合いや支え合う活動を行うことで、地域課題の発見から解決までできる仕組みを重層的につくることを目指します。また、これらの住民活動を市、社協、その他関係機関で支える仕組みを整備し、地域の福祉力、解決力を高めていくことを目指します。

基本目標2として、「総合的な相談・支援体制づくり」とします。これは、

住民が主体的に取り組む地域づくりを支援し、後押しするために、また、多様化し複合的で困難な課題を抱える方や、制度の狭間で困難を抱える方たちを受け止めるため、制度・分野ごとの『縦割り』を超えた「総合的な相談・支援体制づくり」を進めていこうとするものです。総合的な相談体制を整備し、単独の分野だけでは解決できない事案等の把握に努め、分野間のネットワークを強化・活用して支援する体制の整備充実を目指します。また、現行の制度では解決できない事案についても対応できるよう、問題解決に向けた制度化や事業化、現行制度の見直しを進められる体制を目指します。

この2つの目標の取り組みが、互いが関わり合って機能することで地域福祉推進の好循環を作り出していく計画としています。

44 ページには、第4章として施策体系を載せています。(表で説明)

まず、「基本目標1：住民が主体的に取り組む地域づくり」の中には基本方針を3つ設定しており、

●「基本方針(1) 地域での支え合い」では、日常の見守り活動や居場所づくりなど身近な地域でのつながりを強化する活動や支え合い活動の充実などを目指します。

●「基本方針(2) 協働ですすめる地域福祉」では、地域福祉を推進する組織づくりや、活動拠点づくり、支え合いの体制づくりなど、地域福祉を大きな視点、長期的な視点を持って進めていくための体制づくりを目指します。

●「基本方針(3) 住民参加の促進」では、地域福祉を推進するための基礎となる福祉や人権への意識の高揚を図ったり、住民や事業所等の福祉活動などへの参加促進などを目指します。

そして、「基本目標2：総合的な相談支援体制」の中には、基本方針を1つ設定しております。

●「基本方針(4) 相談支援体制の推進」において、総合相談窓口の設置や支援ネットワークの構築、支援のための調整会議の設置、そして各分野における相談支援機能の強化を目指します。

それぞれの基本方針の中には基本施策と施策を設定して、50 ページ以降の「施策の展開」に具体的な内容を記載しています。

次に、45 ページをお開きください。

ここでは、地域福祉を推進する圏域について説明しています。3期計画では、地域住民による活動が活発に行われ、地域の中で課題発見、課題への対応が行われる仕組みづくり、地域の福祉力の向上を目指しますが、小さな圏域、大きな圏域それぞれに役割があるという考え方を取り入れています。

47、48 ページをお開きください。この図は、左側が「基本目標1：住民が主体的に取り組む地域づくり」を、右側が「基本目標2：総合的な相談・支援体制づくり」を表しています。左の図では、圏域ごとの地域福祉活動が階層別に描いてあります。

●一番小さく、最も身近なところは「⑤隣近所」としています。ご近所さんとのお付き合いで日常の見守り機能があったり、そこからちょっとした気づ

きがあり問題発見につながるなど大切な関係です。

●もう一つ外の枠は、「④行政区圏域」です。行政区として区の組織があり、最も住民に関わりのある圏域であり、見守りや支え合い・助け合い等の基礎的な単位となります。この圏域では、日頃から様々な地域活動をされており、その中で課題の早期発見や対応がされてきています。

●さらにその外の枠を、「③地区圏域」としています。この圏域は、行政区より大きく町圏域より小さいエリアで、現時点では地域福祉を推進する圏域として共通認識された圏域ではありません。しかし、人口減少や少子高齢化、担い手不足などの問題が深刻となっている地域（区）も出てきており、行政区だけでは解決が難しい問題について、区を超えた取り組みが必要となっておりますし、実際に危機感を持った地域から行政区を超えた地域福祉推進団体が生まれてきており、活動が始まっています。3期計画では、この圏域を地区圏域と位置付け、地域福祉を推進していく圏域とすることを提案します。

●さらに外の枠は、「②町圏域」、その外側が「①市圏域」です。

それぞれの圏域で、地域の課題把握・課題への対応に取り組んでいきますが、それぞれ上の階層は下の階層をフォロー（支援）していく役割もあると考えています。

図では、行政区圏域、地区圏域を跨ぐようにして見守りネットワークがあり、また住民主体の地域福祉推進組織が描かれています。そして、そこには地域福祉・生活支援拠点と会議をしている絵も描かれています。組織・拠点・協議の場という、この圏域に必要と考える機能が描かれています。

そして、それぞれの圏域において、地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーター、その他専門職員等が地域の中で相談・支援活動等を行う中で、専門的な支援が必要な課題や地域では解決困難な課題を発見した場合は、右のページの総合相談窓口に繋いでいくこととなります。また、地域住民が活動の中で捉えた問題・課題についても必要に応じて総合相談窓口へ繋ぐことによって早期解決に導きます。

49ページをお開きください。こちらは、基本目標2の「総合的な相談・支援体制」を詳しく描いた図です。

先ほど、住民が主体的に取り組む地域づくりについてお話しましたが、地域での活動が活発になればなるほど相談・支援が必要な事案も現れてくると予想されます。住民や地域支援者、地域に入っている専門職などからの情報提供や相談を総合相談窓口で受け止め、単独分野で対応が可能な問題についてはその分野に繋ぎ、複数の分野での対応が必要な問題については様々な専門分野でつくるネットワークを活用し、関係する専門機関による支援調整会議で課題に対応していきます。

また、既存の制度や社会資源などでは解決困難な課題については、関係部署によるプロジェクトを立ち上げ支援策を協議していきます。

そして、総合相談窓口では相談受付から解決まで、進捗管理を行っていくといった体制を想定しています。

以上が、計画の二つの基本目標の説明です。

委員長

基本目標が二つ、P44に全体像があり基本目標があり、進めるべき内容が基本方針として定められていて、より具体的に何に取り組むかが右側（基本施策・施策）に示されています。P45に圏域の考え方があって、P47.48はそれに基づく仕組み、仕掛けをこういう形で進めていきたい。特に地域づくりについてはP47の図のような形、行政区圏域、地区圏域、町圏域、市圏域の中でどういう風に動いていくかということが示されています。P49も同様かと思えます。

図全体を見て内容を思い返ししながら不明な点などありましたらご質問等お願いします。

委員B

ただ今説明いただきました件について、自治会としまして要望を兼ねまして質問させていただきます。私どもの体験談を簡単に説明します。

9月10日に自主防災の夏季訓練を実施しました。その時、それぞれの生活弱者の誘導や避難所での過ごし方などを調査しました。9月20日に高齢の行方不明者が出て、ここにおられる方々にも大変お世話になりましたが、結果的には無事保護していただきました。その時も防災訓練の経験を活かし無事に発見できました。警察や消防署、地域の消防団員等にお世話になりましたが、地域の素早い立上げについてお褒めをいただきました。その時に見守りネットワークづくりが重要であるということを確認しました。市から自主防災組織を立ち上げてくれという話があり今準備をしているところですが、その中に見守りのネットワークづくりを独自で加えて今、ほぼ完成しているところです。特にその中で意見が出ましたのは、P47下にあるように、行政、区役員・区民とありますが、これが民生児童委員、ふれあい委員、サロン、老人クラブ、子ども会、ボランティア等の各種団体と同列となっていますが、それぞれのネットワークづくりをするには、区・自治会、区長が中心になってやらないと地域をまとめることはできないということを実感しました。民生児童委員さんやふれあい委員さんも「区長さんどうしたらいいんですか」ということで相談がありました。最終的には地域のネットワークづくりのトップは、自主防災組織の会長が区長という形でなかったらなかなか区民全体を動かすことは難しいということを実感しました。そこで、(素案の中で)住民と事業所と社協、市という枠に区切られていますが、自治会というのが陰に隠れているような気がしてならないです。やはり自治会がネットワークづくりの重要な役割を担うのではないかと思います。私の経験からそう思いましたので、その辺をお聞きしたいと思えます。

事務局

貴重な意見をありがとうございます。確かに区長さんの役割は相当大きいものと思えます。そうした中で、次の説明にはなるのですが、あえて区長という役割をここに当てはめていく表現はできていないところですが、役割分担というものがどういったところで反映できるのかについては、再度検討を進めたいと思えます。

委員長	<p>全体として住民という括りの書き方になっていますが、今、B委員がおっしゃったところも大事なところで、区長の判断や役割が大きいと同時に区長を支える仕組みもないと一斉に区長さんにこれですということでここに書ききれないと思います。区長の役割ということになると調整がいると思います。自治会というのは重要なところですので、若干地域差もあると思いますし、B委員がおっしゃったところはまた後で振り返りながらどのように落ち着けて表現するかは答えいただければと思います。貴重なご意見をありがとうございました。</p> <p>南丹市全体で通用するような形で仕掛けを図として描かれていますが、他に意見はありますでしょうか。</p>
委員C	<p>P47の図ですが、住民が主体の地域づくりということで、私だけが感じるのかもしれませんが、縦書きになっています。これは上からトップダウンで上下があるように感じるが、福祉関係は横の連携が大切だと考えますがどうでしょうか。</p>
委員長	<p>P45の図を見るとそのようになっています。確かに上から降りてくように見えますが、レイアウト上こうなっているとも思いますが、どうでしょうか。結構、市民から見られますので印象は大きいと思いますが。</p>
事務局	<p>委員長がおっしゃっている通りレイアウト上でこうなっており、上下という意味ではありません。あくまでも各層で連携をしていくという図になっています。どう図に表すかはなかなか表現しにくく事務局でも議論を重ねましたが、結果的にこの図になりました。</p>
委員長	<p>趣旨は垂直的なことではないんだということですが、もう一工夫いただければと思います。</p> <p>他にご意見ありますでしょうか。</p>
委員D	<p>春の推進委員会の時に生活支援コーディネーターの話がありましたが、今の段階では第1層が市にあって、第2層が社協のそれぞれの事務所にあって、第3層についてはまだどういう形のものにするか確定していないという話がありましたが、ここでは完全に旧小学校区（第3層）にするという形で表現されていますが、その事業体の中で、春に行政の方と私たち（平屋地区地域福祉推進協議会）との話の中で、組織を立ち上げてそこで会議をしてもらうという話がありました。その中で実動部隊となるものが何なのかという話が出てきて、実動部隊をその組織に求めるものではないということでありました。第3層の生活支援コーディネーターはどのような形のものなのかを教えてくださいたいです。</p>
事務局	<p>まず今現在は第2層では市から社協が委託を受けて旧町毎に1人ずつ生活</p>

支援コーディネーターを4人配置しています。その取りまとめとして、市の中で第1層としてコーディネーターを置くこととなっています。第3層というのは今後南丹市全体の中で地域福祉を進めていく、いわゆるよそで言われる地区社協的な、区単独では解決できない問題を少し広範囲な小学校区単位でやっていく。ここに目指す第3層のコーディネーターについてはやはり必要であろうと考えていますが、今の段階では具体的に明言できる部分には至っていません。ただ、それを取りまとめていく、あるいは支援をしていくという人物が必要であろうと思っていますので、今後のタイミングの中で進めていきたいと思っていますところです。

委員長

予算も伴うような課題もあるので今のところはこうだとは言えないところだと思います。地区のレベルのコーディネーターが必要だということです。

委員E

細かいことになりますが、P44「ユニバーサルデザインのまちづくり」とありますが、バリアフリーという言葉はよく耳にするのですが、ユニバーサルデザインとなると広い範囲のことになるのでしょうか。シャンプーのデザインについてもユニバーサルデザインと聞くのですが、どこまでを思っているのか教えてください。

事務局

後で出てきますので、そこで説明させていただきます。

委員長

その他ないですか。これも後の内容に関わってきますので次に施策の展開を説明いただき議論したいと思います。

それでは事務局の説明をお願いします。

事務局

ここからは施策の展開についてご説明します。50ページをお開きください。まず記載方法についてですが、基本施策ごとに現状と課題をあげ、次に施策ごとに方針（目標）と主な取り組み記載し、次に事業（取り組み）を進める上での住民、事業所等、社協、市、それぞれの役割等を記載しています。また、ワークショップで先生にアドバイスいただいた内容や取り組みの参考にしていただきたいこと等を「取り組みのヒント」「コラム」として掲載するといった構成になっています。

本来でしたら一つひとつ説明すべきところですが、時間の関係上、3期計画で特徴的な施策について説明させていただきます。事前に資料にお目通しいただいているかと思いますが、説明後に全般的にご意見をいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

50ページの見守り活動の充実について。地域福祉の推進の基礎はやはり、身近な地域での見守り活動にあると考えます。地域住民の一人ひとりが意識し、地域内の人を見守っていく、困っている状況やその方の思いを聞いていくことが大切であり、見守りのネットワーク化や関係者・関係機関の連携により様々な角度から見守っていく体制づくりを進めます。

また、方針の一つとして「自殺対策」をあげていますが、自殺対策の市町村計画策定が求められている中で、地域福祉計画の中に盛り込むこととしました。

54 ページをお開きください。居場所・交流づくりの推進について。見守り活動と併せて地域住民の状況を知ることができる大切な場所です。身近なところで様々な形態で取り組まれるよう進めていきます。また、計画策定にあたり、南丹市に立地する社会福祉法人にアンケートを実施しました。内容は社会福祉法人の地域貢献についてお聞きしたところ、多くの法人で居場所・交流づくりの分野で地域貢献に取り組んでおられたり、今後取り組みたいとの回答がありました。住民や地域の事業所など幅広い関係者での活発な取り組みが期待できます。

56 ページをお開きください。支え合いサービスの推進について。社会情勢の変化に伴い、地域におけるすべての生活課題に対して公的なサービスだけで対応することが困難になっています。多様な生活支援ニーズに対応していくため、地域住民やボランティア、NPO、民間企業など様々な主体による生活支援サービスを充実していくことを目指します。

(介護保険の総合事業の取り組みでも支え合いサービス事業の創出を進めていきます)

58 ページをご覧ください。地域における移動支援活動について。多くの地域で日常生活に必要な公共交通が不便であると感じられています。既存の公共交通の見直しを検討するとともに、地域内の支え合い活動による新たな移動支援についても検討していきます。既に移動支援をされている地域やニーズ把握のためのアンケートを実施し試験運行をされる地域もあると聞いています。市や社協においては、地域活動に夜移動支援を広げていくため、条件整備やサポート体制づくりを進めます。

60 ページをお開きください。地域防災力の強化について。災害時に支援や配慮が必要な方が、迅速かつ安全に避難でき、避難所で安心して過ごせるよう、また復旧に必要な支援を速やかに受けられるよう、行政、関係団体と連携しながら地域の防災力を強化します。先日の台風 21 号の経験からも、平常時における「災害への備え」がどれほど大切か実感しているところです。

63 ページをお開きください。次に、「基本方針 (2) 協働ですすめる地域福祉」になります。これは、3 期計画で特徴的な取り組みとなります。素案作成にあたり、地域を取り巻く状況やアンケート、ワークショップでのご意見などを参考にさせていただく中で、身近な地域での活動を活発化させ、つながりを強化・再構築する必要性を感じるとともに、地域の人口減少、少子高齢化で地域福祉の担い手や自治会などの役員の担い手不足などで苦慮されている状況が多くありました。今後、ますます地域での支え合いを進めていくことが求められている状況の中、新たな枠組みで地域福祉を推進する体制づくりが求められていると考え、3 期計画においては、特に地区圏域において組織づくりや拠点づくりを進めることを目指しました。

「施策①-1 地域福祉を推進する住民主体の地域づくり」について。地区

圏域を基本に、地域の実情に応じた適切なエリアで、地域福祉を推進するための住民主体の組織づくりを進めます。（例をあげますと、平屋地区福祉推進協議会がこれにあたります。）長期的な展望に立って地域の福祉課題に対応していくために、地区福祉活動計画を策定し計画的に取り組みを進めることが必要であると考え、主な取り組みにも挙げています。現在、社協では地域福祉を推進するモデル地区への支援を行っていますが、さらに全エリアにおいて必要となるところから立上げが進むよう支援をしていきます。

65 ページをお開きください。「施策①-2 協働を推進する活動拠点づくり」について。地区圏域を基本に、地域の実情に応じた適切なエリアで、地域福祉・生活支援の活動拠点づくりを進めます。この拠点に求められる要素は、66 ページの真ん中にありますように、住民やボランティア、NPO、支援を必要とする当事者等が出入りし、多世代の多様な立場の人々が出会い、交流する場、住民主体の多様な助け合い活動、生活支援サービスを発展させていくための活動拠点、住民と専門職との連携を強化するための拠点、地域に開かれ、地域に支えられる運営による拠点といった要素が求められます。地域住民は、既存の施設や旧小学校を利活用してこのような拠点づくりをすすめ、社協や市は住民の活動を支援します。

67 ページをお開きください。「施策①-3 協働で推進する支え合いの体制づくり」について。行政や各圏域の生活支援コーディネーターや地域福祉コーディネーター、地域の様々な関係者により、定期的な情報共有や連携強化の場、地域の課題解決に向けた住民主体の協議の場を設け、各地域における支え合いの体制をつくりをすすめます。現在、町圏域に1人ずつ生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターが配置されており、今後は市域への配置をすすめ、将来的には地区圏域にも住民の中から生活支援コーディネーターが配置されるよう体制づくりを進めていきます。

70 ページをお開きください。地域福祉活動を継続して行っていくためには活動資金が必要となります。それぞれの組織において、赤い羽根共同基金を活用したり、コミュニティビジネスなどの手法により活動資金の確保を目指します。また、行政等においては、地域づくりに関係する各分野の財源（国や府の補助金など）を地域福祉の推進に効果的に活用します。

74 ページをお開きください。先ほどご質問がありましたユニバーサルデザインについてです。バリアフリーとの違いということですが、バリア（障壁）をなくしていくという事だけではなくて、誰もが暮らしやすい社会にしていこうと目指すもので、コラムに記載しているとおり、この計画の中でユニバーサルデザインとは「年齢、性別、身体能力、国籍等人々が持つ様々な特性や違いを超え、すべての人に配慮して心豊かな暮らしづくりを行っていくとする考え方」です。物理的なバリアだけでなく心のバリアを取り除くことも含まれます。

78 ページをご覧ください。「基本目標 2 総合的な相談・支援体制づくり」の「施策①-1 総合相談窓口の設置」について。

先ほども図で説明しましたが、地域における課題解決力の強化と併せて、

行政・専門機関における包括的な相談支援体制づくりが求められています。

市において総合相談窓口を設置し、様々な困難を抱える住民等がまず相談につながるができるようにします。そして、単独の機関で解決できる問題については該当する専門機関につながります。また、複合的な問題を抱えている場合は、85 ページに記載しています「支援ネットワーク」を活用し適切な支援機関につながり、必要に応じて関係機関で支援のための調整会議で協議します。

また、現行の制度や社会資源で解決困難な課題に対しては、問題解決プロジェクトを立ち上げ新たな支援策について協議していきます。

以上が、基本目標 1 と 2 の概要です。

委員長

施策の展開を説明いただきました。順番はどこからでも結構ですのでご質問、ご意見があればお願いします。

委員 A

事前に素案を送っていただいたので一読しました。併せて第 2 期計画も読みました。そうすると課題の多くは 2 期計画で指摘されている事柄がほとんどでした。最後のところ、どちらの計画も P D C A を必ず行いますとなっています。たぶん 1 期計画から 10 年でいろんな施策が進められてきたと思いますが、それが 3 期計画にどのように繋がっているのかということが見えにくいです。3 期計画を見るとアンケートなりワークショップなりの意見に結構引きずられているのではないかと思います。先ほどの防災のところで質問しましたが、そういうところに引きずられた印象が否めなかった。私の感想では、アンケートも含めて行政への期待が非常に大きい、実際に動くのは住民でもやはり行政のリーダーシップが求められているのではないかと。そこに 3 期計画では行政が一步引いた形で表現されていることについて、ではどういう指針を元にして、どういう支援を得ながら具体的な活動につなげていくのか。市は何をしてくれるのか、お金を出すよとか立上げ支援しますよというところで大きくは後景にいるのではないかなと思います。実際には行政職員も地域での活動や役を受けたりして、いろんなところでご苦労いただいているということをお聞きします。そういった実際の場面での苦労や経験がこの計画の中に入っているのだろうかと思いました。いろんな会議などで意見を聞くとそう思います。そういう意味では実現可能性や課題を行政の方が体感したうえで文字化していくことが要るのではないかと思います。これが感想です。

質問は二つあります。P73「人権意識の醸成」のところ、住民の役割の 5 つ目で、「～人権侵害を発見したら市の窓口や専門機関、民生児童委員などに連絡・相談しましょう。」とあります。私の感覚からいうと非常によい表現だとは思っています。民生児童委員というのは地域福祉の担い手であると位置づけられているので、そういう意味ではここに民生児童委員が表現されたことによって、福祉を人権の視点から捉えようという意図がそこに入っているのなら非常に結構なことだと思います。ただ、日常的に言えば人権擁護委

員が市から何人も委嘱されているが、そういった人たちはこういう計画の中でどういう動きをされるのだろうか。やはり住民に身近な存在として人権擁護委員を捉えるならばそこが表に出てきて、それとタイアップしながら民生児童委員も動くというスタイルもあるのではないかと思います。ひょっとしたら専門機関の中に入っているのかもしれませんが、言葉に出てくると機関に含まれるのとでは受け止めがかなり違うと思います。専門機関は何を指しているのかや人権擁護委員とは何をやる人か、あるいは民生児童委員がどう動くのかななどを、私なりには考えを持っているが質問します。

もう一点が、P87にPDCAによる進行管理があります。先ほど台風21号について申し上げたが、10月22日に台風21号にかかる避難指示の対処等について具体的な総括とか改善策の検討があったのかと思いました。「鉄は熱いうちに・・・」という言葉がありますが、計画があり、実際にそういう事態が起これば、それなりの対処がなされた。市内にもいくつかの被害があったと聞いていますが避難についても、今回の対応については、いろんなことを気づかされました。ことがあった後、あまり時間を置かず今回の対応について点検し改善していくことが必要だろうと思います。今回の場合は市からの指示によって民生委員による情報の把握を求められました。民生委員になって4年目になりますが直接民生委員に避難困難者の状況把握を求められたのは初めてです。平成26年の園部に水害があった時には対処があったと聞いていますが、その際には私のおります八木町の場合は区長を通じてお話があり、区長を通じて隣組などの小さな単位での状況把握が行われました。そこで把握しきれない、あるいは情報が細やかでない部分について、民生委員も協力しながら状況把握をしました。今回はいきなり会長に依頼があり、連絡網を使って民生委員に連絡をし、状況把握をというお話でありました。ということで、結構混乱しました。地域によっては（私の属している行政区では）、ひとり暮らし高齢者だけでも30人を超えています。さらに車イスでの移動を余儀なくされている方を合わせると40人を超える方々に電話をかけまくりました。2時間半以上かかりました。その中で出てきたことをあげますと、放送では耳慣れない言葉がありました。「収容避難所」という言葉がありました。私は普段、この言葉を聞いたことがないです。避難所という言葉は聞いたことがあります。加えて「福祉避難所」という言葉も出てきました。こういった言葉について周知されているのだろうか、というのが一つ。さらにその避難所にどういった施設があるのか、どういった設備があるのか。具体的に言えば車イスでの移動をされる方は洋式トイレがないととても困ります。ベッドがないと自分一人では起き上がれない人もおられます。こういう方をどうするのかと尋ねても、周りの方の協力でという回答でした。そうすると、そういった人たちをいつ誰がどのようにして避難所に動いていただくのかという課題もあろうかと思えます。単に避難所を設けましたよというのではなくて、より具体的な対応や設備があるということが分かっていないと具体的な行動になかなか移せない。加えて福祉避難所という言葉でえっと思いましたが、ではどういった方が福祉避難所に移動できるのか、その移動について

誰がいつどのようにして移動を可能とするのか。さらに医療的な対応が必要な場合、例えば透析されている方や重い病気がある方などは、おそらく福祉避難所では対応できないと思います。そういった方をどうやって避難していただくのか。全部民生委員だけに情報が集まってくるとパニックになります。先だって、民生委員やふれあい委員等に話を聞きましたが、電話が通じないところには出かけて行って様子を聞きましたとの話もありました。地域でのネットワークをどういう風に作り上げていくか、こういった災害が予想されるときにそのネットワークをどういう風に生かしていくのかについて、ひな形やマニュアルがあってもいいのではないかと思います。私どもの話では、消防団が非常に力を出してくれるという話も聞いていますし、現実に分団長から私に電話がありまして、何でも頼まれたことをするので連絡してくださいと言ってもらいました。非常に心強かったです。そういうことを考えると、ただ単に福祉の関係だから民生委員にというのではなく、例えば区長をトップにおいてその指示のもとに民生委員が動く、あるいは隣組長がこう動く、消防団はこう動くという風な仕組みづくりが必要だと思います。その他にも今回の台風ではいろいろ気づかされましたが、日を置かずに整理をして、何が課題で、どうしたら改善できるかをやっていかないと、この計画は紙だけになると思います。やはり生きた計画にしていこうと考えればそこまで目配りしていただき、行政への住民の期待に応えていただきたいと思います。

委員長

感想でおっしゃったところは、この種の計画の本質的な論点になるところをご指摘いただきました。

最初のP73の人権のところの質問について、具体的に民生委員の名前は出てくるが、窓口・専門機関のところと表現が曖昧なところがあります。人権擁護委員の位置づけも含めてこの書き方はどうでしょうか。

事務局

人権擁護委員も含めて専門機関のイメージを持っていたのですが、特に民生委員については福祉の相談窓口として活動いただいていますのでここに明記をさせていただいています。その他はくくってしまった形になります。人権については、当然、人権擁護委員の役割がありますし重要でありますので、その点については見直しも検討したいと思います。

事務局

続いて、避難の関係ですが、台風21号の件につきましては、避難準備情報が国の一報の仕方が変わり、単なる準備情報という言い方ではなく、避難に時間を要する、配慮が必要である方を優先的に、この準備情報が出たらまず避難をしてくださいという呼びかけをすることになりました。そういう表現の中で、特に民生委員さんへも配慮が必要な方については各町の会長にお願いし、連絡網によって避難の呼びかけをさせていただきました。その中の実態としまして、収容避難所は市が設置するものとして各小中学校等を中心に整備している中で、設備的に十分整っているかという点とあくまでも避難していただく場所という形で捉えています。配慮が必要な方に特別な配慮ができる施設であるということになっていないのが現実です。避難のあり方については、相当検証すべきものがあるかと思いますが、最初におっしゃっていただいた、区長さんを通じての依頼の仕方ということも以前はしていたところですが、福祉の面から見ると、民生委員さんを中心にしてそういうお願い

をしなければならないというあたりで、民生委員さんをお願いをしたという状況でございまして、ここは各区の中において区長さんを中心にしながら民生委員さんが関わっていただきたいと言い方をすればよかったのかも知れません。その辺の配慮がなかったのかなと思います。ただ系統的に区があって、民生委員さんがいていただいて、他の役員さんもいていただく中で、どういう系統でどうやれば避難が上手くいくかということについて市から統一的なものを出したというところには至っていないのが事実です。これは反省すべき点であります。常々そういった機会を設けながら、避難のあり方を検討していくべきだという思いは行政内でも持っておりますが、なかなかその機会が持てていないのが事実です。今おっしゃっていただいた設備の問題も、名称の問題も含めて議論すべき点があったと反省しています。今後、地域づくりの一つのきっかけになるようなことでもあろうと思いますので、そうした系統的なものをどうして拾い上げていくかということが、この福祉計画の中にも生かしていかなければならない点であると思います。ただ、表現の中に具体的に掲げていくことは難しい面がありますので、個別の防災計画の中で専門的な部門と連携しながら作り上げていきたいと思ひます。

常々、地域活動の中では防災を起点にして取り組んでいる面もあります。これまで社協の懇談会の中にもそうした視点を入れながら取り組んでもらっている部分もあります。そうした中で、防災マップづくりや避難所の関係の取り組みなど話し合いをしていただいていると思ひますので、そういう面からも福祉計画に整合しながら地域づくりを含めて取り組んでいただくことが重要であるかと思ひます。防災についてはまだまだ十分な点に至っていないことは事実ですので、防災の担当とも連携しながら福祉の面でどういうところを配慮していかなければならないかということをも十分検討していきたいと思ひます。

また、全般的な2期計画と3期計画の件につきましてもご指摘の面はあろうかと思ひますが、P1の計画策定の背景と目的というあたりに集約させていただいているものが全てでございまして、行政として全面的に出る部分もありますが、地域福祉としては住民の皆さんがいかにか自主的に取り組んでいただけるかという点を今後の基本にしながら進めていくところを強調させていただいたところですのでご理解を賜りたいと思ひます。

委員Aから言っていたことと私から要望があるのですが、今おっしゃっていただいたことは大変重要なことだと思ひます。民生委員さんが災害時に動いていただくときのサポート体制、一人ではなく協働して行うということの確認が十分でないといふ非常に混乱するといふ指摘がありました。そして、地域の避難所（収容避難所、一時避難所、福祉避難所）がどこにあって、そこに何があって、具体的に地域におられる方々の病気や障害の程度を考えた時に避難所が使えるかどうか具体的にわかるということが大事なことはないかと思ひます。

地域の防災力の強化のところ、そういう方向で取り組んでくださいといふ書き方にはなっていますが、今ご指摘いただいたことが明確にわかるようにはなっていないと思ひます。たぶん市として一本のマニュアルでこうして行くといふ風にはならない、地域の状況によってかなり違うので、それを区長や自治会を含めたり、場合によっては圏域の広いところで対応せざるを得ないことも出てくると思ひます。災害時の体制について、もう少し具体的な検討を進める必要があり、市の基本路線は示しつつ各地区やもう少し広いエリアで検討していく必要もあることを、今の意見を受けて困み（コラムやヒントの欄）で入れるなど見えるようにする必要があつたと思ひます。

消防団との関係などは地域によってかなり違うと思ひますので、そういう

委員長

ことを検討していくのが地域課題だということを含めて検討してください。

委員A

今言っていたように、地域ごとに、町ごとに、行政区ごとに事情がありますので具体的な対応はそこで考えないと仕方がないと思います。私が申し上げたのは、マニュアル的な基本形的な物があって、それを町のあるいは行政区の事情に応じてアレンジしていく、こういう風なものが欲しいと思います。

もう一つは、素案では「災害時要配慮者」となっていますが、台帳では「災害時要援護者」となっており、言葉が違います。この把握についてですが、この計画全体にそれぞれ「皆さん情報を共有しましょう」「わかり合いましょう」「知り合いましょう」と繰り返し出てきます。ここの難しさというのが本当は根っこにあるのではないかと思います。具体的には、要援護者名簿について私が民生委員になりました平成25年12月ぐらいまでは市から登録しますかという通知が対象の方々にありました。そうして申請がなかった方については、民生委員がそれぞれお宅訪問し確認して市へ回答していました。ところがいつの間にか今年のお知らせなんたんでは「6月までに申請したい人は申請してください」という書き方になっていました。こういうやり方でいいのだろうかと思います。なぜこういうことを言うかということ、私の区の中でもほとんどの人に連絡をとったつもりでしたが、後で「うちには連絡無かった」という方が何人かありました。それは、台帳にも載っていないし、65歳以上のひとり暮らしには当てはまるが、私自身が把握できていないという方々でした。大元をたどると行政から65歳以上の一人暮らしであるという名簿が示されたことがないのです。近所の方とのお話の中から情報を得ているのが現状です。そうすると、該当するけれど登録されてない方、民生委員自身が対象になる方だと把握できていない方、そういった方々が必要であるにも関わらず漏れ落ちているという現実があります。他の市町で65歳以上の一人暮らしの方については市から該当者名簿を知らされるのでスムーズに把握できるとの話も聞く。情報の共有に話は戻りますが、どこまで開示できるのかを含めて、基礎になるものが整わないと非常時の対応が難しいと思います。条例やプライバシーの問題があることは承知していますが、台帳について教えていただければと思います。

事務局

要援護者台帳ということでそれぞれ民生委員、区長、消防団や関係機関にお配りしています。65歳以上の一人暮らしの方や障害をお持ちの方など一定要件に合致すれば要援護者台帳に登録し、各機関に配布し、日頃の見守りも含めて有事の際に活用していただくものです。登録には対象者の同意が必要で、これまでも対象者に通知をして登録の意思を確認し、登録しているものです。そのうえで登録されないという意思を示される方については、民生委員さん等を通じて登録への促しをしていただいています。当初から変更しておりません。その中の対象者が漏れているかどうかについては、毎年更新している中で漏れている分があれば見直しが必要な部分があるかとは思いますが、その点については整理をさせていただきます。

ただ全体の名簿の把握については、防災上、市として持っている必要であるということになっていますが、これを全体に広げていくかということについては議論があるところで、市によって対応が違います。今後検討がいるところではあります。

委員長	<p>今の指摘を広げてしまいますが、1期、2期計画と3期計画との違いは、特にここ数年、地域福祉計画で住民の活動を振興するというだけではなくて、個別の様々な困難を抱えた方が捉えにくくなって、個別の支援をしていこうというスタンスを各市町の地域福祉計画に入れてくるというものです。これは以前はなかったことです。それだけ繋がり希薄化や孤立という状況が一定あるという社会状況を反映していると思います。それで、今の災害時要援護者台帳の件も本人の同意ということがありましたが、やっていて困るのは同意されない、援助拒否のケースです。この施策の中で、協議の場をつくるとか相談体制のところは、そういうことも含めて困っている方を出かけて行って探り当てる（アウトリーチ）ことも含めていますので、取り組みの中でなかなか困難な方が捉えにくくなっている中でいかに本人の納得や同意、信頼を得ながら困難な方を掴んでいくことが課題だということですね。今、おっしゃったことも防災に限らず含まれています。協働の体制づくりや相談体制のところ個別の困難な方の把握を積極的に行う。その把握した方を台帳として残すのかどうかはまた別の議論ですが、そこは論点として入れておくことかと思えます。貴重なご指摘をいただいたと思います。</p> <p>他にご意見等ありますでしょうか。</p>
委員F	<p>先ほどの防災体制との関わりで私が感じたことについてお話しします。今回の台風につきましては、日曜日に来襲するということがと衆議院選挙の投票日と重なってしまったということで、ある面では特殊な事情の下での防災体制をつくらなければならなかったと思います。例えば、私も民生児童委員を兼ねながら地域の投票所の投票管理者を兼ねて13時間以上投票所の中にいなければなりません。投票所が一時避難所になっており、横には立会人として区長がいる状況で、非常に連携しやすい点もありました。逆に、外に出られないという面で、投票所にいる行政の方も同じ状況ですが、私も携帯電話を通じて連携をとり、自分で動けない分は副会長に連絡をしていただきながら体制をつくりました。特殊な状況がありましたが、今後もうこういうことがあるかも知れないと想定を幅を広げて体制をつくっていく必要があると感じました。</p>
委員長	<p>我々の想定以外のこともありますので、その辺の幅も必要だということでも明記していただくということですね。</p>
事務局	<p>行政職員も当日は投票事務にあたっておりました。投票事務が済めば災害への対応に向かったということがありました。このようなことは初めてでしたが、しかし今後も有り得ることであると実感しましたので、どういう体制をとるかということも含めてよいご意見をいただいたと思いますので持ち帰り協議させていただきます。</p>
委員G	<p>私も民生委員をしています。災害時の連絡方法などについてですが、この中で民生委員が一番上に立つということですか。前回の大雨の時も連絡網で高齢者の安否を確認して欲しいということでしたが、これからも災害は起こると思いますがどうでしょうか。</p>
事務局	<p>一般的には住民の避難については区長を中心として地域の中で取り組んでいただくという思いでおりますので、そこは変わらないのですが、こちらからあえてお願いしたのは、配慮が必要な方についてはいち早く準備を進めていただきたいということで、そこを民生委員さんには連絡網を通じてお願いをさせていただきました。区長さんとの連携により対応していただきたいと</p>

事務局	<p>思っておりますが、ただそのような決め事は行政として指示ができていない状況でありますので、今ご指摘いただいたことを踏まえてマニュアル的な物で基本を決めることも必要ではないかと思えます。常々そのようなことは感じながらも福祉の面から民生委員さんをお願いしているところですのでご理解を賜りたいと思えます。</p>
事務局	<p>今のご質問にお答えするものではありませんが、平成 25 年に南丹市に台風が来ました。この時、大きな被害を被られたのは園部町横田区です。この区では前段で自主防災組織を立ち上げておられ、そこが上手く機能して後の支援を含めてスムーズにいかれたと思っております。今年たまたま、私は区長をしていますが自分の地域で自主防災組織を立ち上げてきました。それぞれの地域でやり方はいろいろあるかと思えますし、それが区長の肩にかかってしまう、あるいは民生委員の肩にかかってしまうとなると大変なことだろうと思えます。そういう部分の中で、区長さんについても現役の方が多くおられると思えますので、民生委員さんも一緒になり、今回の課題を振り返りながら、それぞれの地域で自主防災組織を立ち上げていただく方向で歩いていけたらうれしいなと思えます。この場での事務局の発言とは違うかもしれませんが参考として話をさせていただきました。</p>
委員H	<p>台風 18 号の時に直撃するということで民生委員さんを通じて 10 時過ぎから避難要請がきて住民の方 3 名が避難されました。その中の一人が要介護の方でした。一昼夜避難されたのですが、男性の区長、副区長 2 名が泊まって介助したが、その間 6 回トイレに行かれた。要介護者は女性でしたので、かついでトイレに行ったとしても下着を下すまではなかなか男性では難しいです。避難を呼び掛けたはいいが、避難者が安心して過ごせる体制はとれていないというのが実態でした。たまたま避難者の中に女性がおられたので一緒にトイレに行って介助いただきました。このような場合は区として対応が難しいですので、今後は行政で施設へ誘導するなどの対応をとっていただけたらありがたいです。</p> <p>また、民生委員さんが要配慮者 16 名くらいに電話で呼びかけをされたが、後に開催した反省会で、民生委員と区の役員で相談し、避難が必要なときは区で全体に伝達することになり、防災無線を使ってできるだけ早い段階で呼びかけをしています。台風 21 号の時も 4 時くらいに呼びかけをしました。民生委員さんからの要望もありましたのでそのような対応もしています。</p>
事務局	<p>介護の関係の話を聞かせていただきました。市としましては、市内の介護施設や障がい者施設などと協定を結び福祉避難所の指定をしています。介護の必要な方など申し出があった中で、市が施設に依頼して福祉避難所に避難していただくというもので、こうした利用ができると思えます。一晩のことであるから地域の避難所や学校等の避難所を利用するといった中では、すべてが整うわけではありませんので、そうした面をどうしたらよいかということは全体の課題ということで考えていかなければならないと思えます。</p>
委員H	<p>今、施設へ紹介すると言われましたが、勉強不足で初めて聞きました。区で何とかしないといけないという認識でした。行政に依頼するということが情報がありませんでした。</p>

委員長	<p>おそらく、いくつかの想定が必要で、実際に避難所に行ってそこから福祉避難所へ移動するという事は頭上では想定できますが、災害の状況などで避難所に行くことすら困難な状況もあります。例えば、福祉避難所があるという情報をきちっと提供して、そこへ移動する仕掛けをどう地域でつくるかという話を検討していくことがここに盛り込まれる、あるいはそれも不可能になって地域の避難所でそういう方が一晩過ごせることの対応も含めて地域でもお考えいただけないかという提起もあるでしょうし、一つの想定ではなく複数の場面を想定する中でこの問題を考えなければならないと思います。</p> <p>そういうことも含めて、防災の強化のところで提起の方法を、事務局・作業部会で検討いただくということでお願いします。</p>
委員 I	<p>私は福祉施設に勤めていて、勤めている施設が福祉避難所となっています。21号台風の時は誰も避難に来られませんでした。来られた時に看護師や介護士が避難者の対応まで手が回るのかということが会議で課題に上がりました。不明な点もありますので、市と協定の内容を十分確認して詰めなければいけないと思いました。</p> <p>それと、災害の時には、まずは生きることが大切という場面もあります。トイレの問題などいろんな困難もありますが、そういう困難も超えてとにかく生きていただくことが大切です。ですので、もう少しアバウトに考える必要もあるのではないかと思います。</p> <p>それと、社協のコーディネーターは非常に頑張っているのを見ています。ですので、私も地域の一員として役職に就いたらやはり頑張っていかなければという思いです。事細かく言えばいろんな課題は出てきますが、やはり町を良くしていくという意味で、前に前に進んでいかなければならないと思います。</p>
事務局	<p>福祉避難所については、当初に協定を結ばせていただいた中で施設側とは協力いただきたいことの基本線についてお話させていただいていますので、その対応でしていただけるものと考えていますが、いつ起こる災害かわかりませんので、その体制が組めるかということになれば難しい面もあるかと思っています。そうした面を、もう一度、協定を結んでいる施設とも話させていただき、どういう体制がいいのかを含めて個々に相談させていただきたいと思っています。ある施設では災害を見越して増員して体制をとっていただいたとの話も聞いています。避難者がなければ空振りになるので、事業所運営の中では課題もあるかと思っていますので相談させていただきたいと思っています。</p> <p>それぞれの専門職、民生委員、地域の役員さんなどがそれぞれの役割を果たしていただくとして頑張っているのを見ていますので、そこをうまく連携をとっていただくのが市なり社協の役割だと思いますので、皆さんが上手くネットワークをつくっていただくのが福祉計画全体での一つのテーマだと思います。貴重なご意見をありがとうございました。</p>
委員 A	<p>P75の「区長や民生児童委員等の負担が増加しています」と書かれています。現実から言うと区長の任期は大体1年です。民生委員は3年です。それで交代していきます。しかしなり手が少ない。2期3期と続けられる人が非常に少ないです。そういう事で言えば、人が変わることを前提に計画は作らないといけません。この計画自身は非常にいいものだと思いますが、先ほどから申し上げていることについては、付録・別刷りのような形で、整理したものと人が変わっても受け継いでいけると思います。</p>

委員長	<p>先ほど出ていました防災の話は、計画の中で全部は盛り込めないと思います。福祉に限らない話も入ってきますのでその取扱いについてご検討ください。</p> <p>また、民生委員さんはここ数年でもすごく負担がかかっています。人材という点で言うと、他の団体も含め次の担い手が課題になっています。</p> <p>そういう点で、私は「丸ごと」というのは違和感があります。人間が丸ごとつながるのは近代社会では表現としていかがかと思っています。変える必要はありませんが意見として言っておきます。「我が事」はいいと思います。</p> <p>もう時間がないので、議事(3)に入ります。今後予定について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今後の流れを説明します。</p> <p>本日の会議で出しきれなかったご意見等がありましたら、お手元に配布しています「ご意見等記入用紙」に記入いただき11月24日(金)までにFAXまたは郵送でご提出ください。</p> <p>いただいた意見は事務局、作業部会で検討し、12月8日よりパブリックコメントの実施をします。パブリックコメントの意見を反映し1月に計画案としてまとめます。2月に第3回推進委員会を開催し計画を承認いただく予定です。3月には推進委員会から市長、市社協会長に答申いただきたいと思っております。</p>
委員長	<p>本日触れていない箇所もありますが、ご意見等ありましたら提出いただき、作業部会で修正をかけ、パブリックコメントをしますのでご一任いただくようお願いいたします。</p> <p>最終的にはそれを受けて、これでいいかどうかを第3回推進委員会で確認させていただくという段取りです。</p>
事務局	<p>1つ、計画素案の中で修正をさせていただきます。</p> <p>P87の評価指標のところ、「地域福祉推進組織数」の現状値が「1」から「6」へ、目標「5」から「10」に修正します。これは現在モデル地区の取り組みをしている地域等を組織数に加えたためです。</p>
委員長	<p>タイトな時間でたくさんご議論いただきありがとうございました。</p>
事務局	<p>委員長大変ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様、本日はお世話になりました。</p> <p>それでは、閉会にあたり大町副委員長よりごあいさつをいただきます。よろしく申し上げます。</p>
副委員長	<p>4. 閉会あいさつ</p> <p>本日は朝早くから参集いただき、ご議論いただきありがとうございました。</p> <p>本日議論いただきました内容につきまして、事務局で修正を加え、パブリックコメントを含めてより良いものをつくっていきたいと思います。今後ともご協力をお願いいたしましてごあいさつとさせていただきます。</p>

事務局

ありがとうございました。
これをもちまして南丹市地域福祉計画推進委員会を終了します。